

令和2年度第2回甲賀市下水道審議会次第

日 時：令和3年2月10日（水）

午後2時00分から

場 所：あいこうか市民ホール 練習室3

1. 開 会

2. 市民憲章唱和

3. あいさつ

4. 議 題

（1）令和3年度甲賀市下水道事業会計予算（案）について （資料1）

（2）令和3年度甲賀市一般会計（浄化槽関係）予算（案）について （資料2）

（3）合併浄化槽維持管理事業補助金交付要件の変更について （資料3）

（4）下水道使用料の改定について（諮問） （資料4）

5. そ の 他

6. 閉 会

令和 2 年度決算見込の概要

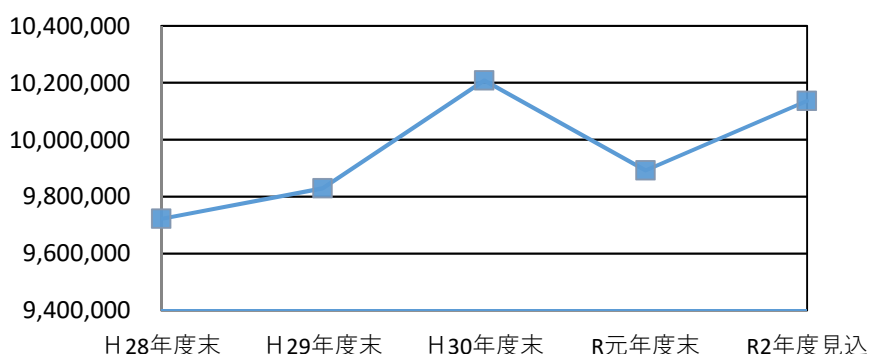
収益的収支においては、事業者の排水量の減少等により使用料収益は減少傾向となっています。費用面では、排水量の減少に伴う流域下水道維持管理負担金の減少や委託料の入札差額等により費用が減少するものの、税抜き後では赤字となる見込みです。

また、資本的収支については、長野地区の下水道整備、飯道寺地区公共下水道接続工事、中央雨水幹線整備などを実施し、収入を約 1 6 億 1 千万円、支出を約 2 8 億 7 千万円と見込んでいます。資本的収入が資本的支出額に不足する額約 1 2 億 6 千万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、及び繰越利益剰余金処分額で補てんします。

処理水量の推移

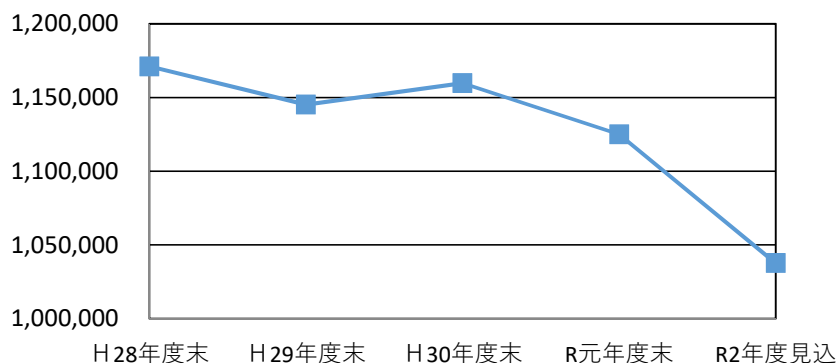
公共下水道 (単位：m³)

	処理水量
H 28年度末	9,721,918
H 29年度末	9,829,231
H 30年度末	10,208,269
R 元年度末	9,892,362
R2年度見込	10,136,382



農業集落排水 (単位：m³)

	処理水量
H 28年度末	1,171,082
H 29年度末	1,145,108
H 30年度末	1,159,766
R 元年度末	1,124,856
R2年度見込	1,037,580



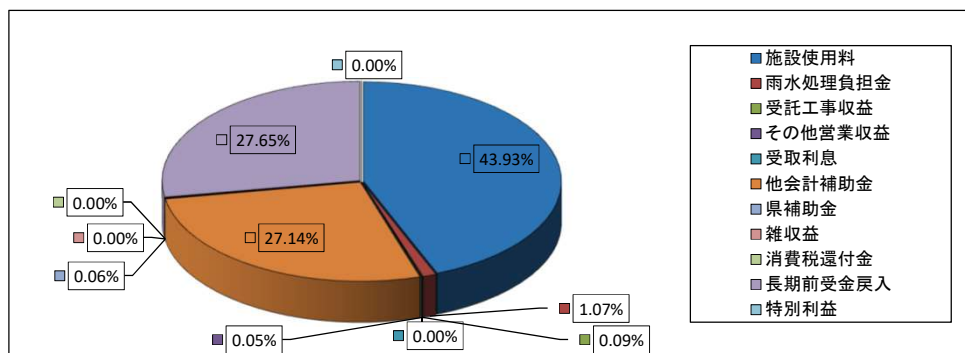
○収益的収支（汚水を処理するための財源と費用）

〔単位：千円、％ 消費税込み〕

(合算)	決算見込額	予算現額	比較	増減率	備考
収 益	3,627,055	3,697,415	▲ 70,360	▲ 1.9	
費 用	3,592,255	3,670,198	▲ 77,943	▲ 2.1	
収 支	34,800	27,217	7,583	27.9	

収益構成

(合算)



(合算)

〔単位：千円、％ 消費税込み〕

	収益	決算見込額	予算現額	比較	増減率	備考
営業収益	施設使用料	1,593,209	1,658,103	▲ 64,894	▲ 3.9	
	雨水処理負担金	38,903	38,903	0	0.0	
	受託工事収益	3,100	3,100	0	0.0	
	其他営業収益	1,962	7,450	▲ 5,488	▲ 73.7	
営業外収益	受取利息	26	28	▲ 2	▲ 7.1	
	他会計補助金	984,552	984,552	0	0.0	
	県補助金	2,214	2,105	109	5.2	
	雑収益	83	234	▲ 151	▲ 64.5	
	消費税還付金	0	0	0	-	
	長期前受金戻入	1,002,938	1,002,938	0	0.0	
	特別利益	68	2	66	3,300.0	
	計	3,627,055	3,697,415	▲ 70,360	▲ 1.9	

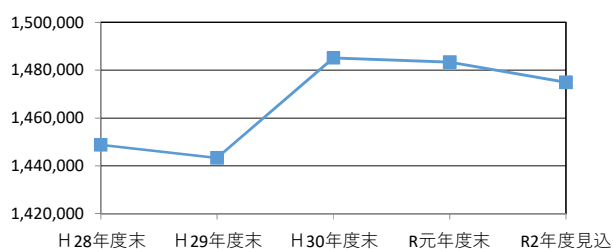
施設使用料収入の推移

公共下水道

(単位：千円)

	施設使用料
H28年度末	1,448,749
H29年度末	1,443,302
H30年度末	1,485,123
R元年度末	1,483,345
R2年度見込	1,474,939

(税込み)

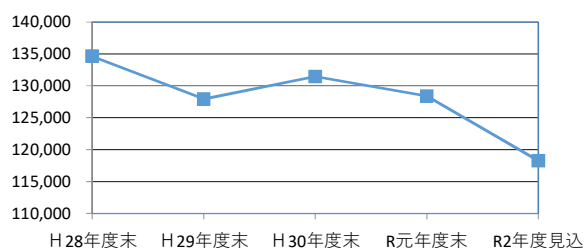


農業集落排水

(単位：千円)

	施設使用料
H28年度末	134,648
H29年度末	127,937
H30年度末	131,481
R元年度末	128,409
R2年度見込	118,270

(税込み)

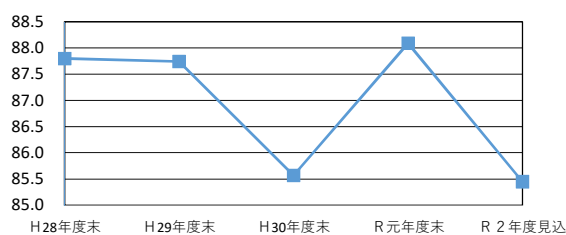


有収率の推移

公共下水道

(単位：％)

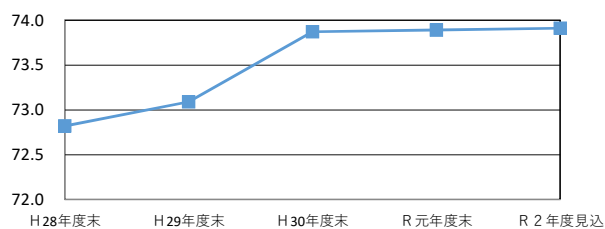
	有収率
H28年度末	87.80
H29年度末	87.74
H30年度末	85.57
R元年度末	88.09
R2年度見込	85.45



農業集落排水

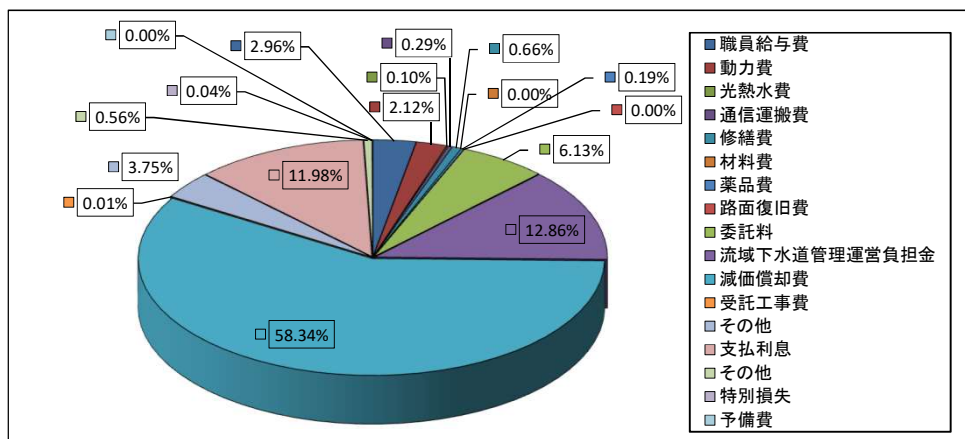
(単位：％)

	有収率
H28年度末	72.82
H29年度末	73.09
H30年度末	73.87
R元年度末	73.89
R2年度見込	73.91



費用構成

(合算)



(合算)

[単位：千円、％ 消費税込み]

	費用	決算見込額	予算現額	比較	増減率	備考
営業費用	職員給与費	106,452	106,452	0	0.0	
	動力費	76,334	83,484	▲ 7,150	▲ 8.6	
	光熱水費	3,702	3,370	332	9.9	
	通信運搬費	10,325	11,428	▲ 1,103	▲ 9.7	
	修繕費	23,640	26,207	▲ 2,567	▲ 9.8	
	材料費	0	0	0	-	
	薬品費	6,895	7,421	▲ 526	▲ 7.1	
	路面復旧費	0	0	0	-	
	委託料	220,165	228,047	▲ 7,882	▲ 3.5	
	流域下水道管理運営負担金	462,015	468,100	▲ 6,085	▲ 1.3	
	減価償却費	2,095,849	2,095,849	0	0.0	
	受託工事費	433	3,100	▲ 2,667	▲ 86.0	
	その他	134,636	146,855	▲ 12,219	▲ 8.3	
	支払利息	430,278	430,303	▲ 25	▲ 0.0	
営業外費用	その他	19,972	47,382	▲ 27,410	▲ 57.8	
	特別損失	1,559	2,200	▲ 641	▲ 29.1	
	予備費	0	10,000	▲ 10,000	▲ 100.0	
	計	3,592,255	3,670,198	▲ 77,943	▲ 2.1	

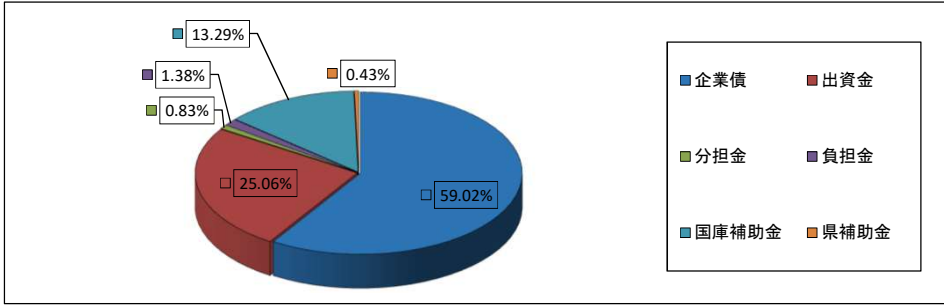
○資本的収支（下水道施設を整備するための費用と財源）

〔単位：千円、％ 消費税込み〕

(合算)	決算見込額	予算現額	比較	増減率	備考
収 入	1,612,351	1,828,042	▲ 215,691	▲ 11.8	
支 出	2,870,882	3,071,259	▲ 200,377	▲ 6.5	
収 支	▲ 1,258,531	▲ 1,243,217	▲ 15,314	1.2	

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,258,531千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,145千円、当年度分損益勘定留保資金1,103,711千円、繰越利益剰余金処分額87,675千円で補てんする。

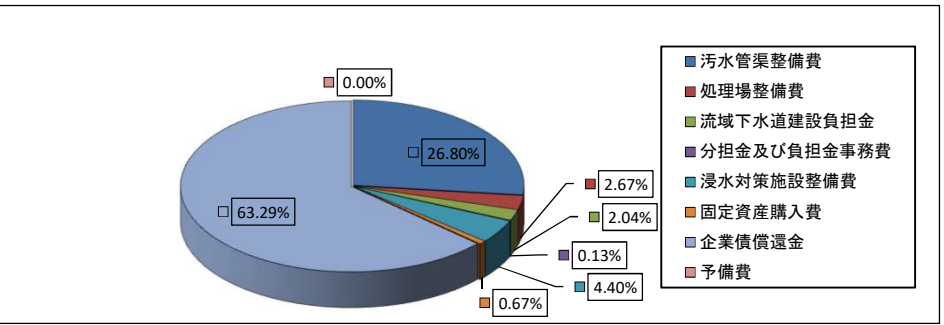
収入構成 (合算)



(合算) 〔単位：千円、％ 消費税込み〕

収入	決算見込額	予算現額	比較	増減率	備考
企業債	951,600	951,600	0	0.0	繰越含む
出資金	404,006	404,006	0	0.0	
分担金	13,409	10,279	3,130	30.5	
負担金	22,180	39,023	▲ 16,843	▲ 43.2	
国庫補助金	214,261	418,683	▲ 204,422	▲ 48.8	繰越含む
県補助金	6,895	4,451	2,444	54.9	
計	1,612,351	1,828,042	▲ 215,691	▲ 11.8	

支出構成 (合算)



(合算) 〔単位：千円、％ 消費税込み〕

支出	令和2年度	予算現額	比較	増減率	備考
汚水管渠整備費	769,256	794,579	▲ 25,323	▲ 3.2	繰越含む
処理場整備費	76,732	130,581	▲ 53,849	▲ 41.2	繰越含む
流域下水道建設負担金	58,641	64,505	▲ 5,864	▲ 9.1	
分担金及び負担金事務費	3,617	3,917	▲ 300	▲ 7.7	
浸水対策施設整備費	126,371	235,468	▲ 109,097	▲ 46.3	繰越含む
固定資産購入費	19,297	20,241	▲ 944	▲ 4.7	
企業債償還金	1,816,968	1,816,968	0	0.0	
予備費	0	5,000	▲ 5,000	▲ 100.0	
計	2,870,882	3,071,259	▲ 200,377	▲ 6.5	

下水道事業会計

令和3年度当初予算の概要

収益的収支においては、下水道への接続による水洗化世帯の増加を見込んだ使用料収入を計上しています。しかしながら、コロナ禍の影響による収益の悪化が見込まれること、下水道施設の維持管理や企業債償還等に多額の費用を要することなどから、引き続き適正かつ効率的な施設の管理と未水洗化世帯への普及啓発を進め、持続可能な安定経営を図ります。

施設管理については、終末処理場をはじめ、管渠、マンホールポンプ等の経年劣化による設備の更新など、施設の機能確保や適正な汚水処理を行います。

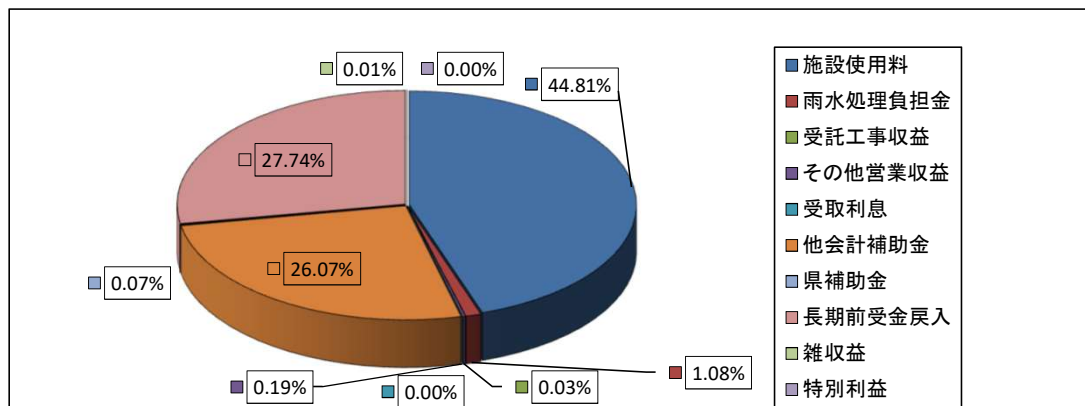
施設整備においては、安心安全で快適な生活環境構築のため、汚水処理施設構想に基づき、引き続き信楽地域等の管渠整備工事のほか、農業集落排水処理施設の公共下水道接続設計、中央雨水幹線整備工事等を推進します。

○収益的収支（汚水进行处理するための財源と費用）

〔単位：千円、% 消費税込み〕

(合算)	令和3年度	令和2年度	比較	増減率	備考
収 益	3,587,593	3,697,521	▲ 109,928	▲ 3.0	
費 用	3,587,593	3,662,291	▲ 74,698	▲ 2.0	
収 支	0	35,230	▲ 35,230	▲ 100.0	

収益構成 (合算)



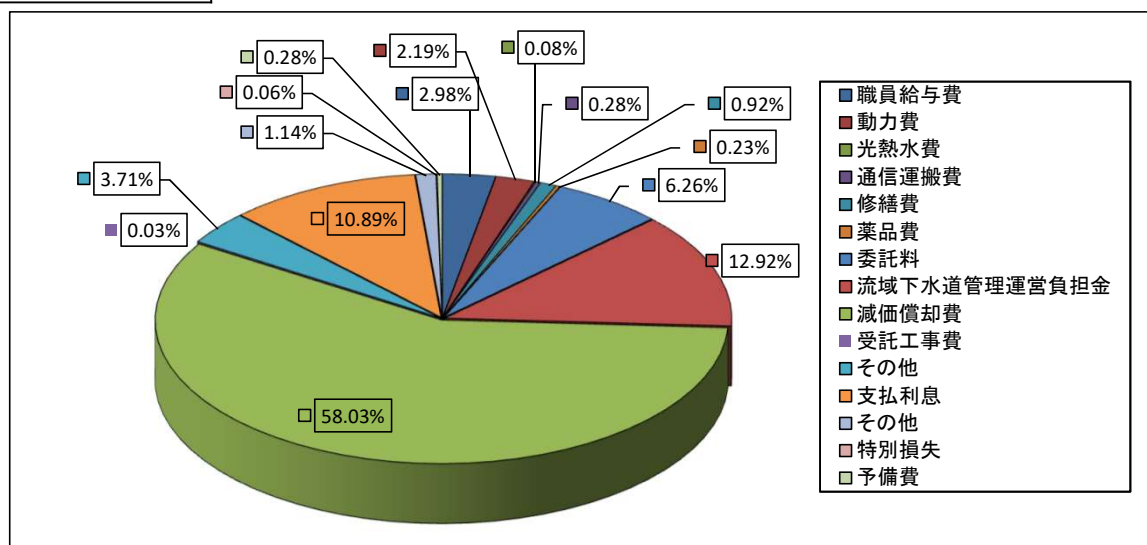
(合算)

〔単位：千円、% 消費税込み〕

収益		令和3年度	令和2年度	比較	増減率	備考
営業収益	施設使用料	1,607,688	1,658,103	▲ 50,415	▲ 3.0	
	雨水処理負担金	38,825	38,903	▲ 78	▲ 0.2	
	受託工事収益	1,000	3,100	▲ 2,100	▲ 67.7	
	その他営業収益	6,940	7,450	▲ 510	▲ 6.8	
営業外収益	受取利息	17	28	▲ 11	▲ 39.3	
	他会計補助金	935,417	984,658	▲ 49,241	▲ 5.0	
	県補助金	2,459	2,105	354	16.8	
	長期前受金戻入	995,022	1,002,938	▲ 7,916	▲ 0.8	
	雑収益	223	234	▲ 11	▲ 4.7	
	特別利益	2	2	0	0.0	
計		3,587,593	3,697,521	▲ 109,928	▲ 3.0	

費用構成

(合算)



(合算)

〔単位：千円、% 消費税込み〕

費用		令和3年度	令和2年度	比較	増減率	備考
営業費用	職員給与費	106,990	98,545	8,445	8.6	
	動力費	78,612	83,484	▲ 4,872	▲ 5.8	
	光熱水費	2,845	3,370	▲ 525	▲ 15.6	
	通信運搬費	9,951	11,428	▲ 1,477	▲ 12.9	
	修繕費	33,169	26,207	6,962	26.6	
	薬品費	8,400	7,421	979	13.2	
	委託料	224,508	228,047	▲ 3,539	▲ 1.6	
	流域下水道管理運営負担金	463,567	468,100	▲ 4,533	▲ 1.0	
	減価償却費	2,081,723	2,095,849	▲ 14,126	▲ 0.7	
	受託工事費	1,000	3,100	▲ 2,100	▲ 67.7	
	その他	133,254	146,707	▲ 13,453	▲ 9.2	
営業外費用	支払利息	390,706	430,451	▲ 39,745	▲ 9.2	
	その他	40,768	47,382	▲ 6,614	▲ 14.0	
特別損失		2,100	2,200	▲ 100	▲ 4.5	
予備費		10,000	10,000	0	0.0	
計		3,587,593	3,662,291	▲ 74,698	▲ 2.0	

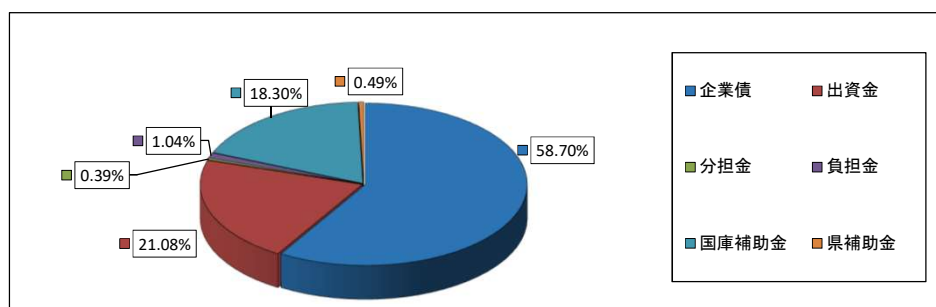
○資本的収支（下水道施設を整備するための費用と財源）

〔単位：千円、％ 消費税込み〕

（合算）	令和3年度	令和2年度	比較	増減率	備考
収入	1,766,664	1,647,555	119,109	7.2	
支出	3,005,326	2,872,796	132,530	4.6	
収支	▲ 1,238,662	▲ 1,225,241	▲ 13,421	1.1	

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,238,662千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額69,842千円、当年度分損益勘定留保資金1,088,701千円、繰越利益剰余金処分額80,119千円で補てんする。

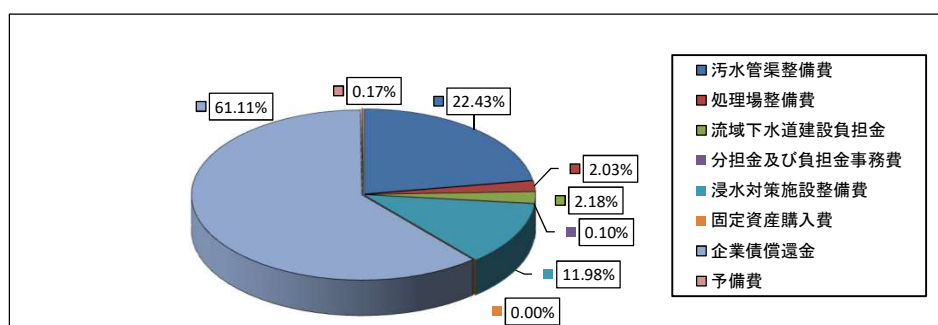
収入構成（合算）



（合算）〔単位：千円、％ 消費税込み〕

収入	令和3年度	令和2年度	比較	増減率	備考
企業債	1,037,000	852,000	185,000	21.7	
出資金	372,490	403,886	▲ 31,396	▲ 7.8	
分担金	6,902	10,279	▲ 3,377	▲ 32.9	
負担金	18,321	39,023	▲ 20,702	▲ 53.1	
国庫補助金	323,251	337,916	▲ 14,665	▲ 4.3	
県補助金	8,700	4,451	4,249	95.5	
計	1,766,664	1,647,555	119,109	7.2	

支出構成（合算）



（合算）〔単位：千円、％ 消費税込み〕

支出	令和3年度	令和2年度	比較	増減率	備考
汚水管渠整備費	674,119	754,993	▲ 80,874	▲ 10.7	
処理場整備費	60,891	107,087	▲ 46,196	▲ 43.1	
流域下水道建設負担金	65,551	64,505	1,046	1.6	
分担金及び負担金事務費	2,988	3,917	▲ 929	▲ 23.7	
浸水対策施設整備費	360,085	100,085	260,000	259.8	
固定資産購入費	0	20,241	▲ 20,241	▲ 100.0	
企業債償還金	1,836,692	1,816,968	19,724	1.1	
予備費	5,000	5,000	0	0.0	
計	3,005,326	2,872,796	132,530	4.6	

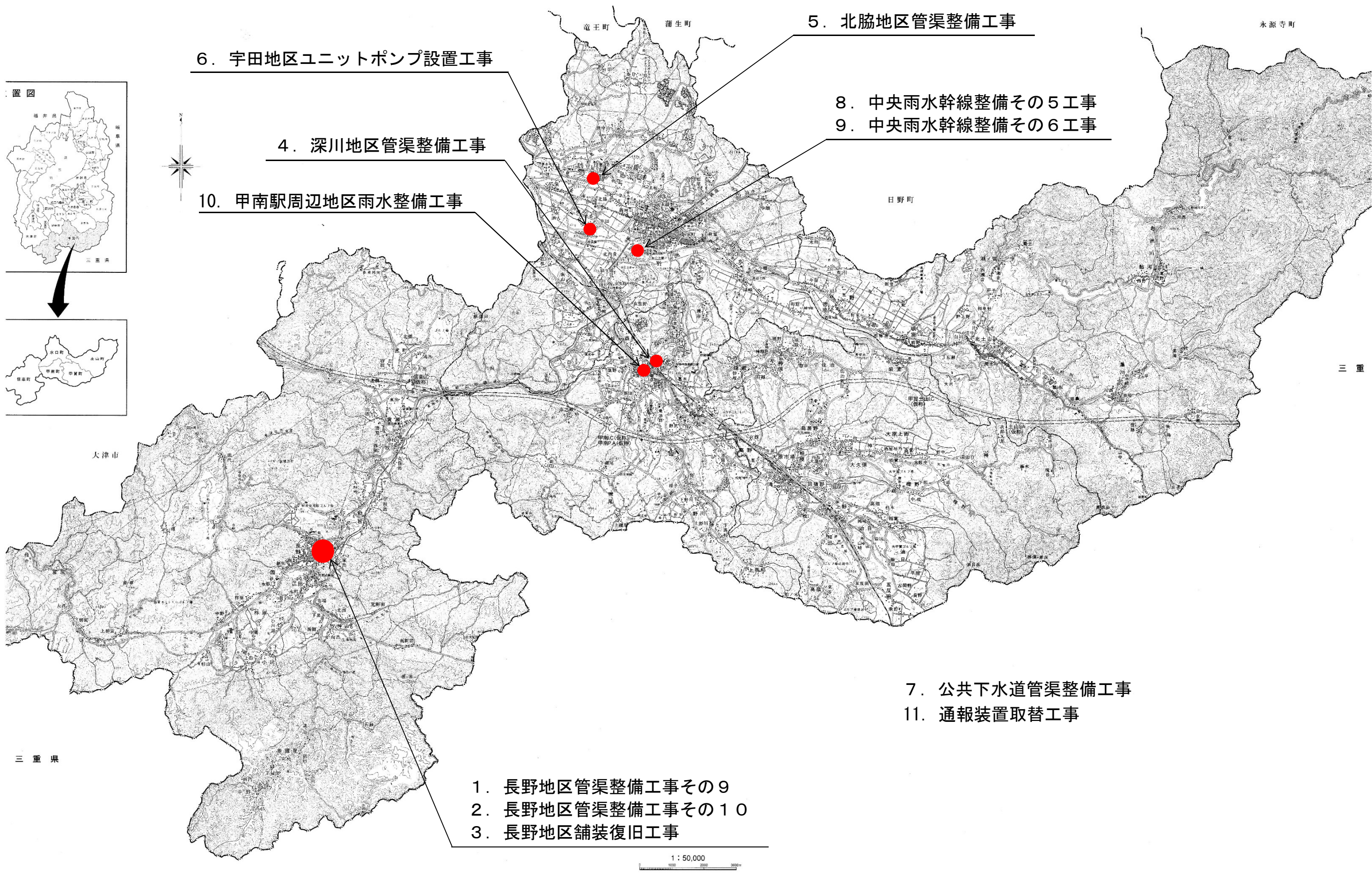
■ 令和３年度予算 繰入金内訳表

予算科目 (一般会計)	(企業会計)	項 目	繰入金額 (千円)	積算根拠
6 款 農林水産業費 2 項 土地改良費 3 目 農業集落排水事業費 1 9 節 負担金補助及び交付金	収益的収入	基準内繰入金 高度処理費 臨時財政特例債等 分流式下水道に要する経費 水質規制費 基準外繰入金	296,288 195,602 13,576 2,094 179,437 495 100,686 94,664 6,022	(高度処理の資本費＋高度処理維持管理費)×1/2 特例措置分利息＋臨特債利息 汚水維持管理費＋資本費(特定財源・使用料収入・他の繰入金を除く) 水質検査費用 施設維持に要する経費 特定財源を除く汚水維持管理費＋特定の財源を除く資本費 －料金収入－他の繰入基準による繰入－分流式下水道に要する経費 高度処理維持管理事業交付金分(県自治振興交付金額)
2 4 節 投資及び出資金	資本的収入	基準内繰入金 臨時財政特例債等 基準外繰入金	125,595 24,440 24,440 101,155 101,155	特例措置分元金＋臨特債元金 分流式下水道に要する経費(基準外) 分流式下水道に要する経費を元利償還金を資本費として算出した額 －基準内の分流式下水道に要する経費
8 款 土木費 4 項 都市計画費 4 目 下水道費 1 9 節 負担金補助及び交付金	収益的収入	基準内繰入金 雨水処理費 水質規制費 不明水処理費 高度処理費 高資本対策経費 臨時財政特例債等 普及特別対策に要する経費 緊急下水道整備特定事業経費 その他(流域・臨時措置分) 下水道事業債特別措置分 分流式下水道に要する経費 地方公営企業職員に係る児童 手当に要する経費 災害復旧事業債	677,954 677,954 38,825 2,915 72,255 25,791 356,766 3,429 30,204 1,241 599 331 145,256 336 6	維持管理費＋(減価償却費－長期前受金戻入)＋利息 水質検査費用 不明水量×維持管理費 (高度処理の資本費＋高度処理維持管理費)×1/2 前々年度の算定対象資本費と年間有収水量を用いて算出 特例措置分利息＋臨特債利息 普及特対分利息×55% 緊急下水道特定事業債利息 流域・臨時措置分利息 特別措置分利息 汚水維持管理費＋資本費(特定財源・使用料収入・他の繰入金を除く) 児童手当 災害復旧事業債利息×1/2
2 4 節 投資及び出資金	資本的収入	基準内繰入金 臨時財政特例債等 普及特別対策に要する経費 緊急下水道整備特定事業経費 その他(流域・臨時措置分) 下水道事業債特別措置分 災害復旧事業債 地方公営企業職員に係る児童 手当に要する経費 基準外繰入金	246,895 172,037 24,685 133,061 7,707 2,892 2,960 516 216 74,858 74,858	特例措置分元金＋臨特債元金 普及特対分償還元金×55% 緊急下水道特定事業債償還元金 流域・臨時措置分元金 特別措置分償還元金 児童手当 分流式下水道に要する経費(基準外) 分流式下水道に要する経費を元利償還金を資本費として算出した額 －基準内の分流式下水道に要する経費

令和３年度 公共下水道事業 工事一覧

事業区分			番号	工事名	事業量	備考
建設工事	汚水	地方創生	1	長野地区管渠整備工事その9	推進・開削工Φ150～200 L=1,520m	
			2	長野地区管渠整備工事その10	開削工Φ150～250 L=1,290m	
			3	長野地区舗装復旧工事	舗装工 A=3,150m ²	
		単独	4	深川地区管渠整備工事	開削工Φ150 L=110m	
			5	北脇地区管渠整備工事	開削工Φ200 L=80m	
			6	宇田地区ユニットポンプ設置工事	ユニットポンプ設置工 1基	
			7	公共下水道管渠整備工事	汚水樹設置工 50箇所	
	雨水	防災・安全	8	中央雨水幹線整備その5工事	開削工BOX□1400 L=150m	
			9	中央雨水幹線整備その6工事	開削工BOX□2800× 2100 L=30m	
			10	甲南駅周辺地区雨水整備工事	推進工Φ1,350 L=90m	
改良工事	汚水	単独	11	通報装置取替工事	通報装置取替工 20箇所	

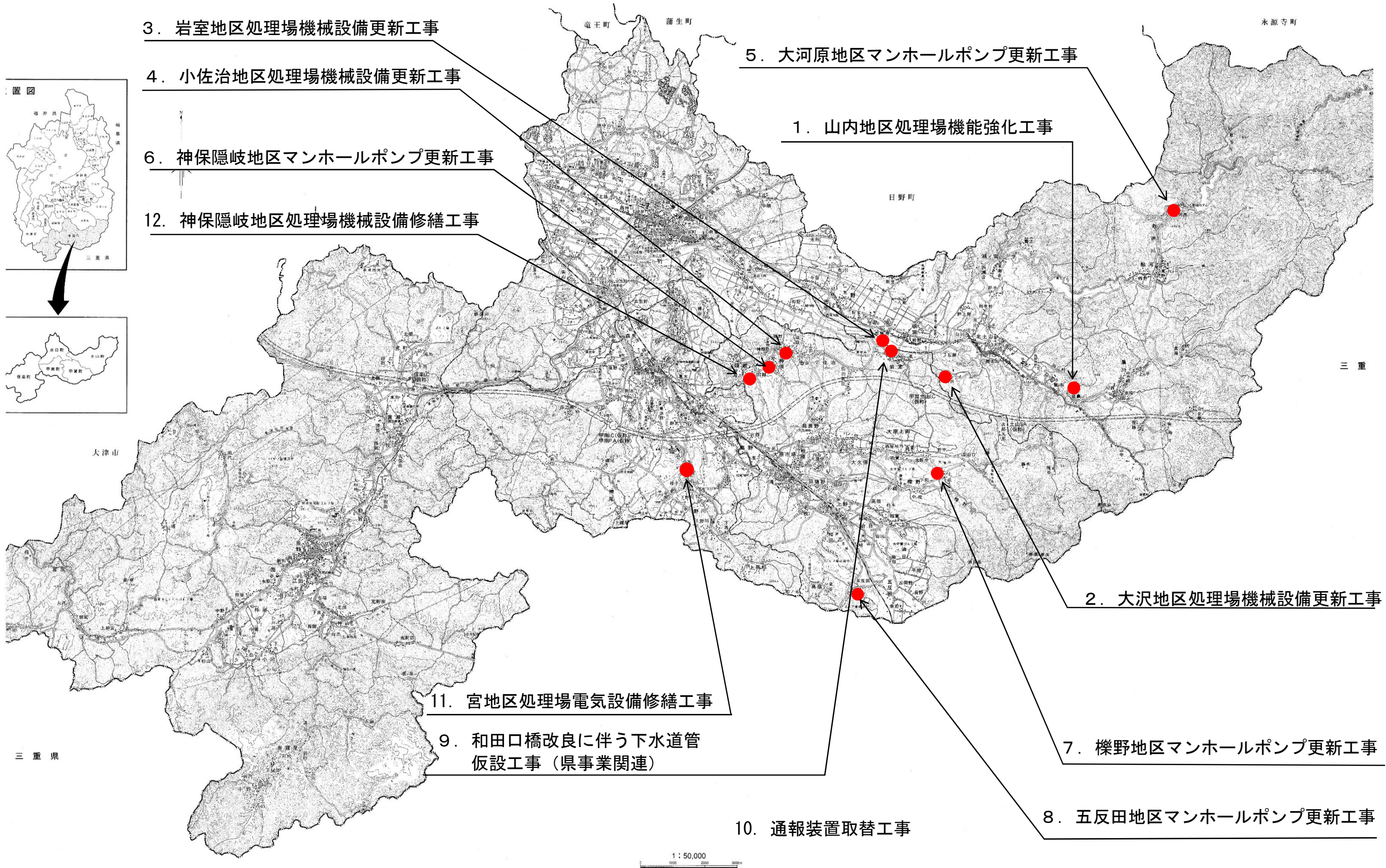
令和3年度 公共下水道事業 工事箇所図



令和3年度 農業集落排水事業 工事一覧

事業名			番号	工事名	事業量	備考
改良工事	汚水	農山漁村	1	山内地区処理場機能強化工事	電気・機械設備工 1式	
		単独	2	大沢地区処理場機械設備更新工事	機械設備工 1式	
			3	岩室地区処理場機械設備更新工事	機械設備工 1式	
			4	小佐治地区処理場機械設備更新工事	機械設備工 1式	
			5	大河原地区マンホールポンプ更新工事	ポンプ設置工 1基	
			6	神保隠岐地区マンホールポンプ更新工事	ポンプ設置工 1基	
			7	櫛野地区マンホールポンプ更新工事	ポンプ設置工 1基	
			8	五反田地区マンホールポンプ更新工事	ポンプ設置工 1基	
			9	和田口橋改良に伴う下水道管仮設工事 (県事業関連)	施設移設工 1式	
			10	通報装置取替工事	通報装置取替工 23箇所	
保存工事	汚水	単独	11	宮地区処理場電気設備修繕工事	電気設備工 1式	
			12	神保隠岐地区処理場機械設備修繕工事	機械設備工 1式	

令和3年度 農業集落排水事業 工事箇所図



1. 合併浄化槽にかかる補助について

甲賀市では、下記の合併浄化槽にかかる補助制度があります。

(1) 合併浄化槽設置整備事業補助

合併浄化槽区域及び下水道等の供用開始が7年以上見込まれない区域の住宅用、公共用の合併浄化槽の設置費用に対し、予算の範囲内で補助します。

＜例 7人槽の場合（※1基あたり1,100,000円）
※環境省試算値＞

補助基準額	
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円
11～20人槽	939,000円
21～30人槽	1,472,000円

設置者負担	設置整備事業補助
686,000円	414,000円

(2) 合併浄化槽区域における補助金の上乗せ支援

【面的整備事業】

地域が組合を作り、集中的にまとめて実施する「面的整備事業」には、上記の「(1)設置整備事業補助」に加え、次の「①面的整備事業費補助」及び「②維持管理事業補助」の上乗せ支援を行います。

① 面的整備事業費補助 ＜例 7人槽の場合（※1基あたり1,100,000円）※環境省試算値＞

設置者負担	面的整備事業補助	設置整備事業補助
406,000円	280,000円	414,000円

②維持管理事業補助

面的整備事業を実施した組合に対し、同事業で設置した合併浄化槽及び既存合併浄化槽の維持管理に対する費用の一部を最大8年間助成します。

【1基当たり 20,000円】

※ただし、法定検査及び保守点検、清掃を実施していない合併浄化槽は、補助金の交付対象となりません。

また、地域の実情により面的整備事業の対象とならない住宅用、公共用の合併浄化槽には、「③促進補助金」として上乗せ支援を行います。

③ 促進補助金 ＜例 7人槽の場合（※1基あたり1,100,000円）※環境省試算値＞

設置者負担	促進補助	設置整備事業補助
546,000円	140,000円	414,000円

(3) 合併浄化槽設備修繕費補助

合併浄化槽区域及び下水道等の未供用区域において、合併浄化槽の修繕に対する費用の一部を予算の範囲内で補助します。

住宅用・公共用、合併浄化槽区域の企業・事業所		
5～50 人槽	・ 修繕費用が 3 万円以上（補助率 1/2）	・ 補助金の上限は 10 万円
51 人槽～		・ 補助金の上限は 30 万円

2. 令和 3 年度 一般会計 浄化槽関係予算（案）について

汚水処理施設整備構想で合併浄化槽区域と定められた地域において、浄化槽の設置の推進を図るため、設置にかかる経費の一部を補助します。

また、既設の合併浄化槽の機能維持を図るため、合併浄化槽区域及び下水道未供用区域において、合併浄化槽の修繕にかかる経費の一部を補助します。

(1) 浄化槽台帳整備業務委託料		4,642 千円
(2) 浄化槽放流水検査負担金	4,175 円×124 件	518 千円
(3) 浄化槽設置整備事業補助金	住宅用 30 基 企業用 3 基	12,420 千円 4,448 千円
(4) 浄化槽設置面的整備事業補助金	江田、小川地区 280,000 円×24 基	6,720 千円
(5) 浄化槽維持管理事業補助金	多羅尾、神山、杉山、柞原、田代、江田、小川地区 20,000 円×544 基	10,880 千円
(6) 下水道対象区域外浄化槽設置補助金	140,000 円× 6 基	840 千円
(7) 浄化槽設備修繕補助金	46 基	2,175 千円

3. 今後の整備予定地区について

信楽町 西区の一部、小川出区、しがらきニュータウン

合併浄化槽維持管理事業補助金 交付要件の変更について

1. 概 要

国が示す汚水処理施設の１０年概成に基づき、滋賀県汚水処理施設整備構想が見直されたことにより、本市では下水道整備が著しく遅れる地域を合併浄化槽区域に転換しています。

このことにより、当該区域における浄化槽設置の面的整備について、より一層の促進を図るため、維持管理補助の交付期間を延長するものです。

2. 變更內容

(1) 現行制度

- ・補助金額 20,000円／年（1基当たり）
- ・補助期間 事業開始年度より8年間

(2) 変更制度

- ・補助期間 4年間延長（8年間 → 12年間）
- ・変更理由 最も早く整備を行った地区の交付期間が令和3年度に終了するため、整備概成年度（令和7年度）まで延長

3. 整備目標と実績

- | | |
|-----------|--------------------|
| ・令和7年度末目標 | 汚水処理人口普及率 99.1% |
| ・令和元年度末実績 | 合併浄化槽区域普及率 45.7% |
| | (公下・農排区域普及率 88.8%) |

4. 今後のスケジュール

- 令和 3 年 4 月 補助金交付要綱の改正施行
対象地区への周知

下水道使用料の改定について

□現状

- ・甲賀市下水道事業は、平成 16 年 10 月の 5 町合併時に合併協議会で決定された使用料体系を採用後、平成 23 年より公共下水道使用料と農業集落排水施設使用料を同一の算定方法とした料金体系を採っています。
- ・平成 28 年 4 月 1 日から地方公営企業法の適用後、平成 29 年 3 月に経営戦略を策定し財政健全化に向け取り組んでいますが、汚水処理に必要な経費を使用料で賄えず、一般会計からの繰入金に頼った経営となっており、基準外繰入金に頼らない経営が求められています。

□中長期的な収支見通し

- ・事業開始から約 40 年が経過し、今後 10 年間の「中期財政計画」では老朽化した施設の更新や維持管理に多くの費用が掛かることに加えて、人口減少等による使用料の減収が予測され、令和 2 年度以降、収益的収支において赤字となるなどより厳しい経営状態になることが予測されます。

□使用料改定の理由

- ・公営企業として一般会計からの基準外繰入金に頼ることなく、独立採算制のもと財源不足を解消し、持続可能な経営のため、使用料の改定により財政健全化を図ることが必要です。

□使用料改定の考え方

①個別原価の重視

下水道利用者が負担する使用料は個々の使用者の使用実態に応じて配分された個別原価主義とする。

②受益者負担の原則

公営企業の原則から独立採算に近づけるよう経費回収率^{※1}の向上と、改築更新等に備え大口利用者への逡増度の傾斜を行う。

③生活排水への配慮

個別原価を重視しつつ、市民の日常生活に欠かすことの出来ない最低限度の排水である生活排水に対しては、使用料体系上、低廉となるよう一定の配慮を引き続き行う。

④環境に対する負荷の軽減

大口利用者・小口利用者ともに排水の排出者として環境に対する責任を有していることに鑑み、使用料体系の設定を通じて節水への動機付けを行い、環境に対する負荷の軽減を目指す。

※1 経費回収率＝使用料収入÷汚水処理費（維持管理費＋資本費^{※2}）×100

※2 資本費＝減価償却費＋企業債利息

□今後のスケジュール（案）

令和３年２月１０日	下水道審議会①	諮問
令和３年４月	産業建設委員会	概要、スケジュール等の報告
令和３年４月	下水道審議会②	改定時期の決定と料金体系検討
令和３年５月	下水道審議会③	料金体系と具体的な料金設定
令和３年６月	下水道審議会④	収支計画の修正と答申案検討①
令和３年７月	下水道審議会⑤	答申案検討②
令和３年８月	下水道審議会⑥	答申
令和３年１０月	産業建設委員会	審議会答申内容の報告
令和３年１１月	１２月議会上程	使用料条例の一部改正
令和４年１月～	市民等への周知	H P、広報誌、組回覧等
令和４年７月中～下旬	新使用料分の検針	６～７月使用分
令和４年９月	新使用料の賦課	９月請求

甲 水 総 第 2 2 6 号
令和3年(2021年)2月10日

甲賀市下水道事業審議会
会 長 的 場 計 利 様

甲賀市長 岩 永 裕 貴



下水道使用料の改定について（諮問）

甲賀市下水道事業は、平成16年10月の5町合併時に合併協議会で決定された使用料体系を採用し、平成23年からは公共下水道使用料と農業集落排水施設使用料を同一の算定方法とした料金体系としています。

平成28年4月1日から地方公営企業法の適用後、平成29年3月に経営戦略を策定し財政健全化に向け取り組んでいるところですが、汚水処理に必要な経費を使用料で賄うことができず、一般会計からの繰入金に頼った経営となっています。このような経営環境の中、今後10年間の「中期財政計画」では、施設の更新や維持管理に多くの費用が必要なことに加え、人口減少等による使用料の減収が予測され、令和2年度以降は収益的収支において赤字となる予測であることから使用料の改定が必要となっています。

このことから、甲賀市下水道審議会規則第2条の規定に基づき、事業の安定かつ持続可能な経営のため、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 下水道使用料改定後の水準と体系
2. 上記1の実施時期